

入札説明書

急患診療センター感染症検査診療室建設工事

設計・施工一括発注

令和5年2月

新潟市保健衛生部地域医療推進課

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、新潟市（以下「本市」という。）が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 工事名

急患診療センター感染症検査診療室建設工事

(2) 工事場所

新潟市中央区紫竹山3丁目地内（新潟市総合保健医療センター敷地内）

(3) 工事期間

契約日から令和5年3月31日まで

(4) 入札方法

総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、様式第3号「入札書」（以下「入札書」という。）に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 事務局・問い合わせ先等

郵便番号 951-0914

新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号

新潟市保健衛生部地域医療推進課（新潟市総合保健医療センター2階）

電話 025-212-8018 FAX 025-246-5672

e-mail: chiiki.iryo@city.niigata.lg.jp

3 入札参加資格の要件

- ア 新潟市公告第154号一般競争入札共通公告の2（2）共通事項に該当するもの。
- イ 建築一式工事について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく建設業の許可を受けていること。
- ウ 平成19年4月1日以降に竣工した、新築の鉄骨造（軽量鉄骨造含む・仮設建築物は除く、以下同じ）の建築一式工事の元請実績（公共工事又は工事实績情報サービス（CORINS）登録の公共発注機関等の工事。）又は自社施工の新築の鉄骨造のリースの元請実績があるもの。
- エ 施工規模に応じた建築士事務所登録されているもの。（一級建築士事務所又は二級建築士事務所）

- オ 令和3・4年度新潟市入札参加資格者名簿の建築一式工事で登録されているもの。
- カ 新潟市内に本社（店），又は支店，営業所を有するもの（建設業法上の営業所に限る）
- キ 特定共同企業体は認めない。

4 競争入札参加申請方法

(1) 提出書類

様式第1号「請負工事入札参加申請書」

(2) 提出期間

令和5年2月24日（金）17時まで ※土日祝日は除く

(3) 提出場所

「2 事務局・問い合わせ先等」を参照すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留に限る）により提出すること。なお，提出期間内の日曜日，土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日，9時から17時まで（12時から13時までを除く。）に提出すること。郵送の場合は提出期間内に必着のこと。

5 入札参加資格確認（資格審査）

開札時点では，落札を留保して，予定価格の制限の範囲内で，最低制限価格以上の有効な入札のうち最低の価格を入札したものを落札候補者とし，入札参加資格の審査を行うものとする。

落札候補者となった場合は，開札日の翌日までに次の「（1）入札参加資格審査申請書類の構成書類」に掲げる入札参加資格審査書類等を提出すること。

(1) 入札参加資格審査申請書類の構成書類

- ア 入札参加資格審査書類の提出について（様式第5号）
- イ 施工実績調書（様式第6号）
- ウ 配置予定技術者調書（様式第7号）
- エ 経営事項審査結果通知書の写し
- オ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式第8号）
- カ その他別に指定する書類

※入札参加資格審査書類についての補足説明

ア 施工実績調書（様式第6号）

「3 入札参加資格の要件」で示した実績については，公告日以前に竣工した工事のうち，竣工年月日の新しいもの1件以上を記入し，施工実績については，新潟市公告第154号一般競争入札共通公告の別表1に掲げる書類を添付すること。リース実績については，契約書（写し），建築確認申請（写し），検査済証（写し）を添付すること。

イ 経営事項審査結果通知書の写し

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定める経営事項審査の総合評定値通知書（本件工事の入札参加資格申請の日前で有効かつ最新のものとする。）における建築一式工事の通知を受けていること。経営事項審査結果通知書が有効期限切れの場合は入札を失格とし、入札参加資格登録も無効となるため注意すること。

(2) 資格審査基準日

「入札公告」の「入札参加資格の要件」に示す入札参加資格の資格審査基準日は入札参加資格審査申請書類の提出日とする。

(3) 入札参加資格の喪失

入札参加者が、参加申請後から落札者の決定までの期間に、入札参加資格を欠くような事態が生じた場合及び各提出書類に虚偽の記載をしたと認められた場合には、当該入札参加者は失格とする。

6 仕様書等についての質疑及び回答

(1) 様式第2号「質疑書」を用いて、令和5年3月2日（木）17時までに、「2事務局・問い合わせ先等」へ電子メールまたはFAXにより提出すること。

(2) 質疑に対する回答は、令和5年3月7日（火）17時までに、入札参加申請書の提出のあったすべてのものに、電子メールにて回答する。なお、質疑に対する回答をもって、仕様書等を追加又は修正したものとみなす。

7 入札及び開札

(1) 入札・開札日時及び場所

ア 日 時 令和5年3月10日（金）15時30分

イ 場 所 新潟市総合保健医療センター2階 2-1会議室

(2) 入札に関する留意事項

ア 参加者又はその代理人は、別添の請負契約約款（案）、契約規則、仕様書及び契約書（案）を熟知の上、入札しなければならない。

イ 参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札についてほかの参加者の代理人となることができない。

ウ 入札室には、参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

エ 参加者又はその代理人は、入札開始時刻後に入札室に入室することができない。

オ 参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札担当職員に参加申請書（写し）並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。

カ 参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認

めた場合のほか、入札担当職員が入札の終了を宣言するまで入札室を退室することはできない。

- キ 参加者又はその代理人は、様式第3号「入札書」及び様式第4号「委任状」を使用すること。
- ク 参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
 - (ア)参加者の住所及び氏名（法人の場合はその所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）並びに押印。
 - (イ)代理人が入札する場合は、参加者の住所及び氏名（法人の場合はその所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）並びに当該代理人の氏名及び押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ）。
 - (ウ)工事番号、工事名
 - (エ)工事場所
 - (オ)入札金額
- ケ 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。又、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。
- コ 二重封筒とし、入札書は内封筒に入れ、外封筒の表書きとして入札の日付、工事名、参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載のうえ、入札書及び工事費内訳書を同封し、入札公告に示した日時に入札すること。郵便、加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- サ 入札書及び委任状の記載は、ペン又はボールペン（鉛筆・消せるボールペンは不可）を使用すること。
- シ 参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。ただし、入札金額及び入札書類の提出後の訂正、差し替え、再提出又は撤回は認めない。
- ス 参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- セ 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- ソ 開札は、参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- タ 参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。参加者又は代理人が開札に立ち会わない場合は、再入札に参加する意思がないものとみなす。また、後記9の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に参加できない。
- チ 再入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規程により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最

低金額を記載した参加者と随意契約の交渉を行うことがある。

8 入札保証金

新潟市契約規則第10条の規定による。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者が入札したとき
- (2) 入札した金額が最低制限価格未満であるとき
- (3) 同一事項について2通以上の入札書を提出したとき
- (4) 入札者が協定して入札したと認められるとき
- (5) 入札に際し不正の行為があったとき
- (6) 入札に添付書類の提出が求められている場合にあつては、添付書類を提出しないとき、又は不備があったとき
- (7) 委任状を提出しない代理人が入札したとき
- (8) 入札書に記名押印を欠くとき
- (9) 入札書に誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
- (10) その他、契約規則及び関係規程に規定する事項に違反して入札をしたとき

10 入札の辞退

入札参加申請後、参加者が入札を辞退する場合は、様式第9号「入札辞退届」を入札日時までに持参又は郵送すること。

11 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の有効な入札のうち最低の価格を入札したものを落札候補者とし、当該落札候補者に対する入札参加資格の確認を経て落札者を決定する。
- (2) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札候補者を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により速やかに通知するものとする。

1 2 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合には、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延長することができる。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

1 3 支払方法

前払い 有り
部分払い 無し

1 4 請負業者賠償責任保険

要加入

1 5 契約条項

別添「契約書（案）」による。

1 6 その他

- (1) 作成および提出に係る費用は参加者の負担とする。
- (2) 落札者決定まで入札参加者数及び入札参加者名の問い合わせには一切応じない。